

産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)			
収集運搬 (下欄のどちらかに○印)	中間処理 (中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)	最終処分	
積替え・保管を (含む・含まない)		破 碎	
2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)			
産業廃棄物の種類		新規 現 行	変 更 追 加
		備 考	
1	燃え殻 (判定基準に適合しないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●廃プリント配線板：OA機器等に含まれる、鉛を含むはんだが使用されているもので、金属くずとの混合物。 ●廃容器包装：ペットボトル等の有機物の付着・混入した容器・包装。 ●自動車等破砕物：自動車をプレスし、更にシュレッダー (破砕機) にかけてあるので、金属くず、ガラスくずとの混合物。 	
2	汚泥 (判定基準に適合しないもの)		
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ		
6	廃プラスチック類		
	廃プリント配線板		
	廃容器包装		
7	紙くず		
8	木くず		
9	繊維くず		
10	動植物性残さ		
11	動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> ●鉛蓄電池の電極：自動車のバッテリー等に使用されている電極。 ●廃容器包装：空缶、ペンキ缶等の有機物の付着・混入した容器・包装。 	
12	ゴムくず		
13	金属くず		
	廃プリント配線板		
	鉛蓄電池の電極		
	鉛製の管又は板		
14	ガラスくず、コンクリートくずは除去に伴って生じたものを除く	<ul style="list-style-type: none"> ●廃ブラウン管：パソコン等のモニターに使用されるブラウン管。 ●廃石膏ボード：家屋等に使用されている石膏ボードで、紙が付着しているもの。 ●廃容器包装：空瓶等の有機物の付着・混入した容器・包装。 	
15	鉋さい		
16	がれき類		
17	動物のふん尿		
18	動物の死体	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む場合は、これらの廃棄物が処分できる処理施設が必要となります。	
19	ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)		
20	産業廃棄物処理物		
21	輸入された廃棄物		
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む	6～9, 12～14, 16 に係るものに限る。	
	水銀使用製品産業廃棄物を含む		
	水銀含有ばいじん等を含む	1, 2, 4, 5, 15, 19 に係るものに限る。	
注1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。 注2 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄へ○印を付ける。 注3 変更許可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、追加申請するものについて「変更追加」欄に、それぞれ○印を付ける。 注4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、それぞれ別の用紙で作成する。			